

## 報告 1

三次市児童生徒安全確保緊急メール事業実施要綱を次のように定める。

三次市児童生徒安全確保緊急メール事業実施要綱を制定する告示について、別紙のとおり報告します。

平成 2 5 年 6 月 2 8 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基